

# 告示

## 埼玉県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

上尾市大字向山及び大字大谷本郷の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部

都市計画課、伊奈町都市計画課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで